

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保
- 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化
- 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者(環境負荷低減事業活動)

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者(基盤確立事業)

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- 「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- 実施計画の目標は、基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。
- 環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。

支援措置

農林漁業者等向け

- **課税の特例（法人税・所得税）**
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**（10年→12年）
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
 - ・日本公庫による**長期低利資金**
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用
 - 〔 メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援 〕

関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
 - ・日本公庫による**長期低利資金**
（食品流通改善資金）の貸付適用
 - 〔 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

(参考)環境負荷低減事業活動とは

○環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

➤ 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

➤ 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

【告示】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

みどり認定のメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



水田用除草機



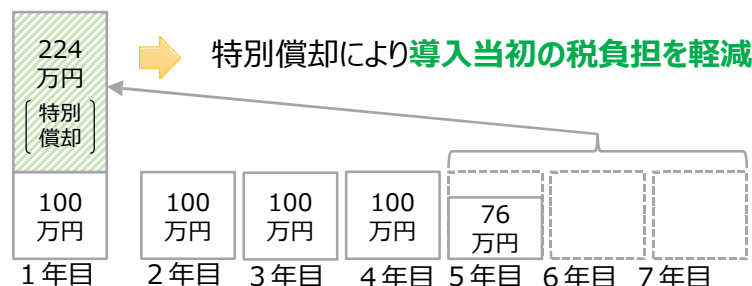
堆肥散布機



税制対象機械の
一覧はこちら

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

- **みどりの食料システム法の計画認定等**を受けることで、例えば「**みどりの食料システム戦略推進交付金**」では、採択ポイントのうち**特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス**されるなど、**補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
- 当省の様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系への転換サポート ■ ■ ■
- ・ 有機農業産地づくり推進事業 ■ ■ ■ (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)
- ・ 有機転換推進事業 ((特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要)
- ・ SDGs対応型施設園芸確立 ■ ■ ■
- ・ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減のための基盤強化対策 ■ ■ ■
(みどりハード対策：基盤確立事業実施計画の認定が必要)

加算項目

■ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画

■ 基盤確立事業実施計画

■ 特定区域での取組

農畜産業関係

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金 ■ ■
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策 ■ ■ ■
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業 ■ ■ ■
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業 ■
- ・ 農山漁村振興交付金 ■ ■
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進、
果樹農業生産力増強総合対策、畜産経営体生産性向上対策
等 ■ ■ ■
- ・ 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 ■ ■
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ■ ■
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち
施設整備事業及び機械導入事業 ■ ■
- ・ 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 ■

研究開発・実証関係

- ・ 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出 ■ ■
- ・ スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策 ■
- ・ 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト ■ ■
- ・ シャインマスカット未開花症緊急対策 ■ ■

輸出促進関係

- ・ GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト ■
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 ■ ■
- ・ コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 ■ ■ ■

食品産業関係

- ・ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進 ■

林業関係

- ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
高性能林業機械等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、
特用林産振興施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備 ■

・ 認定等の見込みがある場合もポイント加算の対象となる場合があります。
・ 優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

・ 令和5年度補正予算については、今後、内容が変更される場合があります。

(参考) 環境負荷低減に資する農業機械等の導入支援について (イメージ)

<農業機械、施設等の例>



可変施肥田植機



乗用型除草機



抑草ロボット



ピンポイント
農薬散布ドローン



マニユアスプレッダ



堆肥製造装置
(家畜排せつ物の強制発酵)



粉殻を用いた
バイオ炭製造施設

実証段階

<新技術等の実証・モデルづくり>

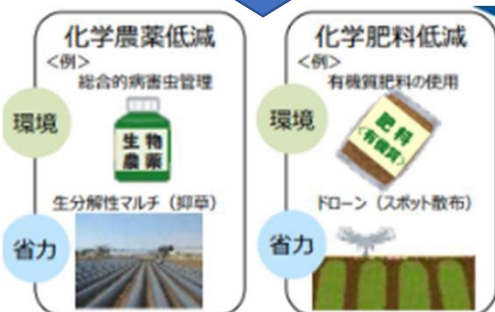
補助事業

【実証に活用できる事業例】

みどりの食料システム推進交付金
のうち「グリーンな栽培体系への
転換サポート」

産地に適した
【環境にやさしい栽培技術】
「省力化に資する先端技術」
等の実証

慣行栽培



みどり認定メリット
一部事業で優先採択

補助事業

【機械等導入に活用できる事業例】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・農地利用効率化等支援交付金

【施設整備に活用できる事業例】

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・産地生産基盤パワーアップ事業

【イメージ】

700万円の機械を導入する際の支援

事業費 (税抜) 700万円

補助金 350万円
自己負担 350万円

補助率1/2
の場合

普及段階

<補助事業と税制特例と融資を組み合わせることで導入コストの抑制>

税制

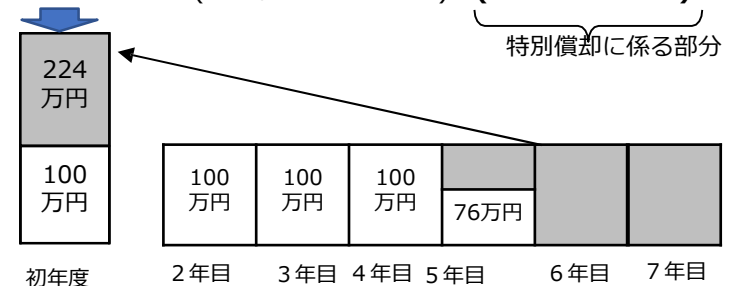
みどり認定
メリット

みどり認定を受けた生産者等が一定の設備等を新たに取得した場合に**特別償却の適用**が受けられます。

【イメージ】

700万円の機械を整備した際の特別償却 (32%)

初年度償却額 = (取得価額 ÷ 耐用年数) + (取得価額 × 32%)



金融

みどり認定
メリット

日本政策金融公庫による**無利子・低利融資**が受けられます。

- ・農業改良資金 (※補助事業との併用不可)
- ・畜産経営環境調和推進資金
- ・食品流通改善資金 など

生産者団体等による「グループ申請」について

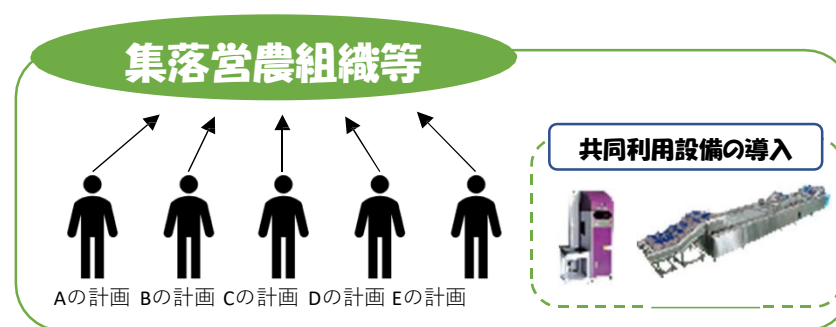
- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成・申請し、**グループ（団体）として認定を受けることが可能です。**
- グループ申請の場合も、計画に含まれる**構成員は税制等の特例を活用することができます。**

グループ申請のイメージ

栽培暦など共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している**農協の生産部会**



共同利用設備を活用しながら、構成員のそれぞれが
環境負荷低減に取り組む**集落営農組織**



計画作成上の留意点

- ・ 法人格を有しない任意団体でも申請主体になることができます。
- ・ グループ申請の場合も、事業活動を実際に行う者（＝構成員）**それぞれの取組内容、目標、取組面積、経営規模等**が分かるように計画を作成する必要があります。
（一覧表などで簡略化して整理し、計画書に添付すれば**各構成員の作成負担が軽減**できます！）
- ・ 団体・構成員が設備投資に伴い特例措置を活用する場合は、それぞれ別表の添付が必要です。